

尼崎市公式ホームページ作成ガイドライン

1 はじめに

このガイドラインは、尼崎市公式ホームページ(以下「市ホームページ」という。)の作成に関する技術的な基準を明確にするとともに、アクセシビリティを向上させ、誰もが公平に情報を取得することを図るために必要な事項を定めるものである。

2 基本方針

市ホームページは、次に定める基本方針に基づき作成するものとする。

- (1) 尼崎市公式ホームページ運営基準に基づき作成した内容であること。
- (2) 市ホームページを閲覧しようとする、すべての訪問者(以下「利用者」という。)の環境やインターネットの特長を考慮し最新の情報を掲載すること。
- (3) 利用者が目的の情報を探しやすい構造で、かつ求める情報に迅速かつ確実に到達できるものとする。
- (4) 「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部:ウェブコンテンツ」を参考にし、誰でも快適に利用できる、ユニバーサルデザインのホームページを目指すこと。
- (5) 簡易な運用を考慮し、誰でも作成及び更新することができるシンプルなものとする。
- (6) 情報の提供は、「市報あまがさき」をはじめとする他のメディアとの関係に留意し、適切な時期に行うこと。

3 CMS 内部サイトと外部サイトについて

- (1) コンテンツ管理システム(以下「CMS」という。)で作成しているコンテンツを「CMS 内部サイト」とし、CMS で作成していないコンテンツを「CMS 外部サイト」とする。CMS 外部サイトについてのみ特に配慮が必要な事項については別途定め、上記基本方針に基づいたホームページの作成に資するものとする。
- (2) CMS 内部サイトについては、システム運営を円滑に行うための、設定値やファイル管理に関する項目について、別途「CMS 操作説明書(担当者編)」に示す。

4 作成に関する個別事項

コンテンツ作成にあたり注意しなければならない個別事項は、次に定めるとおりとする。

(1) 文字の様式

- ア 半角カタカナ、機種依存の特殊文字(丸付き数字やローマ数字)は、文字化けする恐れがあるため、使用しないこと。
- イ 英数字は、常に半角を使用すること。
- ウ 読み上げソフトの利用者のことを考慮し、ひとつの単語間にスペースを挿入しないこと。
- エ 太字は強調が必要な文言に限り適用し、多用しないこと。

(2) 配色

- ア 色だけに依存した情報を提供しないこと。
- イ 色覚に障害がある人のことを考慮し、背景色・文字色等は、コントラストを十分にとり、見やすく設定すること。
- ウ やむを得ず色に依存した情報を提供する場合は、テキストなどの代替情報を合わせて提供すること。

(3) 表の使用

- ア レイアウトを構築する目的で使用しないこと。
- イ 単純な格子状構造とし、読み上げて意味のわかる配列に設定すること。

(4) 画像の使用

- ア 意味のない画像を入れないこと。また、極端に容量の大きい画像を入れないこと。
- イ 画像の形式は、JPG または GIF とすること。
- ウ 著作物については、著作権者の了解を得ずに掲載してはならない。また、人物写真については、本人の了解を得ずに掲載してはならない。
- エ 音声読み上げソフトに対応させるため、画像には必ず ALT 属性(画像などのイメージを代替する文字情報のことをいう。)を付けること。
- オ GIF アニメーションを用いる場合は、切り替えや点滅の間隔を 1 秒間に 3 回以下とし、その開始から 5 秒以内にアニメーションを停止しなければならない。

(5) 音声ファイルの使用

- ア 音声ファイルの形式は、mp3 とすること。
- イ 著作物については、著作権者の了解を得ずに掲載してはならない。
- ウ 音声を聞くことができない環境でも、提供されている情報を得ることができるよう、テキストなどの代替情報を併せて提供すること。

(6) PDF の使用

- ア PDF ファイルは、申請書や冊子などのように、利用者が印刷して利用する必要がある場合のみ使用すること。ただし、統計資料や申請書などのように利用者が加工したいと考え得るようなものについては、word ファイルまたは excel ファイルを併せて添付するよう努めること。
- イ 読み上げソフトに対応できるよう努めること。

(7) 映像ファイルの使用

- ア 映像ファイルの形式は、誰もが利用できる汎用的なものとする。
- イ 著作物については、著作権者の了解を得ずに掲載してはならない。また、人物については、本人の了解を得ずに掲載してはならない。
- ウ 映像のみに依存した情報を提供せず、テキストなどの代替情報を併せて提供すること。

(8) 添付ファイル

- ファイルサイズは、1.0MB 以下とするよう努めること。

(9) 外来語・専門用語の使用

- ア 外来語や専門用語を多用せず、利用者が理解しやすい言葉を使用すること。

イ やむを得ず外来語や専門用語を使用する場合は、解説等を併せて掲載すること。

(10) その他

その他の詳細な注意事項は別途「尼崎市公式ホームページアクセシビリティガイドライン」に示す。

5 リンク設定

リンクの設定については、次に定めるとおりとする。

- (1) 他のホームページからのリンクの設定は、自由に行ってよいものとする。
- (2) 市ホームページ以外のサイトへのリンクを設定するにあたっては、リンク先のサイト管理者の了解を得ること。
- (3) 次のホームページには、リンクの設定をしてはならない。ただし、市ホームページ内において自課が発信するコンテンツにおいては課ホームページ責任者が、その他のコンテンツにおいては広報課が特に認めるものについてリンクの設定を可能とする。

ア 公共的な性格を持つ団体以外のホームページ

イ 布教等の宗教活動及び政治活動を目的とするホームページ

ウ 公序良俗に反するホームページ

エ 虚偽と思われるホームページ

6 その他

このガイドラインの見直しは、インターネットの進展を踏まえ、必要に応じて行う。

付則

このガイドラインは平成 20 年 2 月 1 日から実施する。

このガイドラインは平成 21 年 1 月 8 日から実施する。

このガイドラインは平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

このガイドラインは平成 23 年 9 月 1 日から実施する。

このガイドラインは平成 30 年 3 月 1 日から実施する。

このガイドラインは平成 31 年 4 月 1 日から実施する。